

北海道ヒグマ管理計画の改正の概要について（案）

令和6年7月23日

＜北海道ヒグマ管理計画の改正の概要（案）＞

これまでの検討会での議論等を踏まえ、北海道ヒグマ管理計画（以下、「計画」という。）の主な改正事項を次のとおりとする。

- ① 「目標達成のための方策」の冒頭に、個体数管理、ゾーニング管理を推進することを追加することを踏まえ、あつれきの低減や地域個体群存続も含めた基本的な考え方を記載する。
- ② 「ゾーニング管理の推進」について記載する。
- ③ 「個体数管理」について記載する。
- ④ 「モニタリング」について記載する。
- ⑤ 「捕獲従事者の育成・確保」について記載する。
- ⑥ 上記の改正に併せ、指定管理鳥獣の指定に伴う「実施計画」に係る記載のほか、既存の記載事項を修正する。

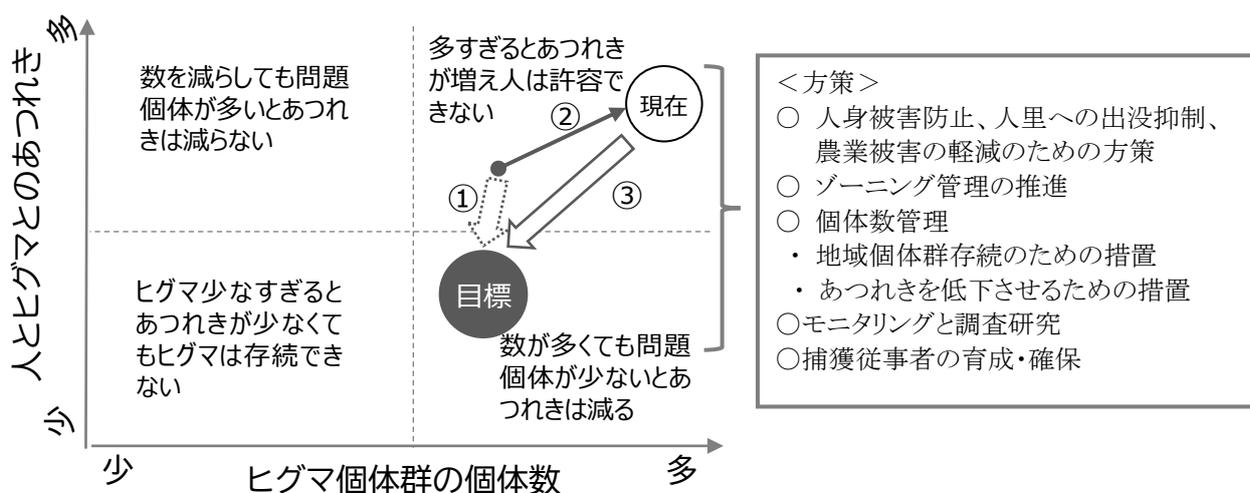
＜参考：計画改正の概要＞

| 現計画 | 改正（案） |
|---|---|
| 第2章 管理の推進 3 目標達成のための方策 (1) 人身被害防止、人里への出没抑制、農業被害の軽減のための方策 (2) 地域個体群存続のための方策 | 第2章管理の推進 3 目標達成のための方策 （基本的な考え～） (1) 人身被害防止、人里への出没抑制、農業被害の軽減のための方策 (2) ゾーニング管理の推進 (3) 個体数管理 ○ 地域個体群存続のための措置 ○ あつれきを低下させるための措置 (4) モニタリングと調査研究 (5) 捕獲従事者の育成・確保について |

1 目標達成のための方策について

冒頭に、目標達成のための方策の基本的な考え方として、次の旨を記載する。

- **方策を進める目的**
人とヒグマとのあつれきの低減（ヒグマによる人身被害の防止、人里への出没の抑制、農業被害の軽減）と地域個体群の存続を図るために実施するものであること。
- **基本となる取組**
人がヒグマについて正しい知識を持ち、問題個体を発生させないための取組を行うことであること。
- **ゾーニング管理**
あつれきの低減と地域個体群の存続のため、関係者と協力のもと、生息地の保全や防除、捕獲などの対策を同時に進める必要があること。
- **個体数管理**
あつれきの低減と地域個体群の存続の一手段であること。
人里周辺の森林に生息・繁殖する個体を中心に捕獲を強化するなど、あつれき低減のために効果的な方法で行うこと。
- **順応的管理**
野生鳥獣の管理は不確実性があることを前提に、地域ごとに最新の科学的データの評価を行い、あつれきや推定生息数の変化を見ながら、個体数管理の目標や対策を、適宜、見直していく必要があること。
- **捕獲従事者の育成・確保**
問題個体の捕獲やあつれき低減のための個体数管理を推進するためには、その担い手となる捕獲従事者の育成・確保が重要であること。
- **社会への理解**
あつれきを低減するための捕獲の必要性について、広く社会に理解を求めていく必要があること。
- **目標達成のための方策のイメージ**
地域の状況やあつれきの実態などにより、力点を置く方策は変化するものの、目標とする低あつれきの状況を維持するためにも、すべての方策に取り組む必要があること。



- ① これまで：問題個体を捕獲し、あつれきを減らす方策を実施。
- ② 現 状：個体数は増加を続け、あつれきも高まっている状態。
- ③ 今 後：あつれきが社会問題化等していなかった頃の数まで個体数調整を行い、あつれきの減少を目指す。

2 ゾーニング管理の推進について

ゾーニング管理を推進することとし、「目的」、「考え方」、「進め方」を記載する。

○ 目的

あつれきの低減とヒグマ地域個体群の存続を両立させるため、ヒグマの生息状況や人間活動等を考慮し、人とヒグマの棲み分けを図ることを目的に、地域を区分（ゾーニング）し、それぞれの管理目標のもとで施策を実施するものとする。

○ 考え方

ヒグマを保護するゾーン「コア生息地」、人間活動を優先するゾーン「防除地域・排除地域」、その間に緩衝地帯とする「緩衝地帯」などのゾーンを設定し、ゾーンごとに管理や対応の基本的な考え方を示す。

<例>

| ゾーン区分 | 人間活動の程度 | 生息域の重要度 | ゾーンの概要 | 基本的な方針 |
|-------|---------|---------|---|---------------|
| 排除地域 | 高い | 低い | 市街地。ヒグマの侵入を許容できない区域。 | 人身被害の防止 |
| 防除地域 | 中程度 | 高くない | 1次産業主体の区域。ヒグマは出没するが、ヒグマの生息には適さない区域。 | 農林水産被害の軽減・防止 |
| 緩衝地帯 | 高くない | 中程度 | 防除・排除地域に隣接する区域。ヒグマの生息域が含まれる。 | 防除・排除地域への出没抑制 |
| コア生息地 | 低い | 高い | 自然公園や保護林などの保護区を含む森林。生息域としての重要度が高く、各地域個体群の連続性が確保されている。 | 地域個体群の保護 |

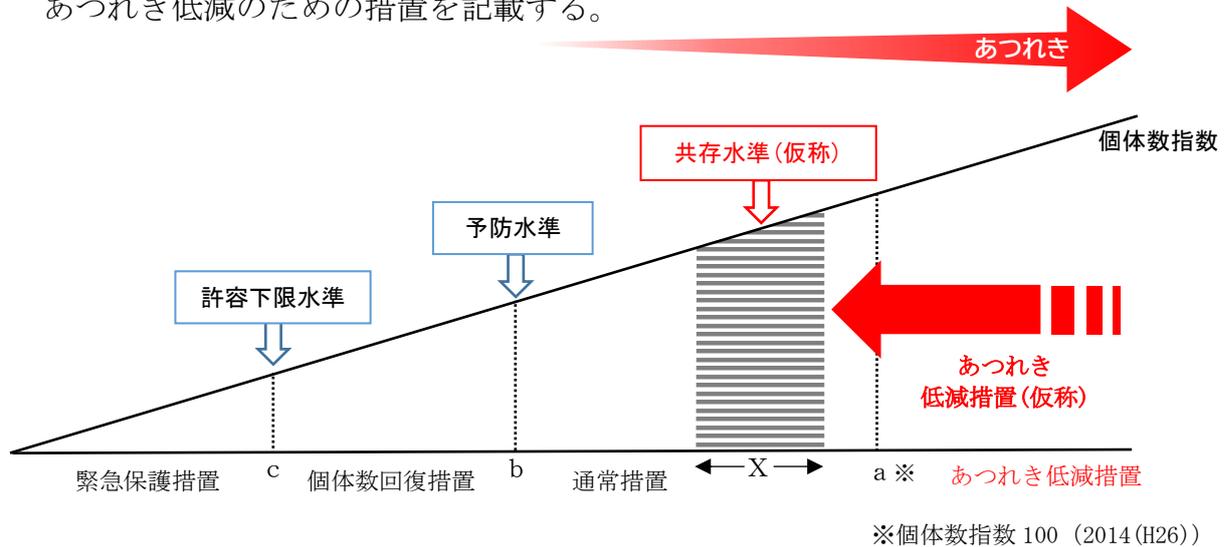
○ 進め方

ゾーニング管理の推進にあたっては、道が行う広域的なスケールと集落レベルの小スケールを組み合わせることで総合的に管理を進めること、また、集落レベルのスケールについては市町村の協力のもと普及させることとし、市町村の集落スケールのゾーニングを推進するため、ガイドライン（仮称）を別途作成することとする。

3 個体数管理について

現在の地域個体群存続のための措置に加え、あつれきを低減するための個体数管理の措置を示すこととし、地域個体群ごとに、「目指す個体数水準の時期と推定個体数」、「達成時期」、「捕獲目標」を記載する。

- 個体数管理の考え方
あつれき低減のための措置を記載する。



| 個体数指数 | 管理措置 | 捕獲上限数 |
|---------------------------|----------|---|
| $X \leq \text{個体数指数}$ | あつれき低減措置 | あつれきの指標や生息数の動向を慎重に評価しながら、あつれきの低減を図る必要がある場合は、あつれきが社会問題化していなかった頃の個体数水準を目指す。 |
| $b \leq \text{個体数指数} < X$ | 通常措置 | 個体数指数が予防水準を下回らないと考えられる年間捕獲上限数を設定し、総捕獲数をそれ以下に抑制 |
| $c \leq \text{個体数指数} < b$ | 個体数回復措置 | 個体数の増加が期待できる年間捕獲上限数を設定し、総捕獲数をそれ以下に抑制することで、個体数の回復を図る |
| 個体数指数 $< c$ | 緊急保護措置 | 地域個体群の絶滅を回避するため、狩猟及び許可捕獲を抑制することで、総捕獲数を可能な限り抑制 |

※ 生息数の推定は不確実性が伴うため、あつれき低減のための措置は、地域個体群ごとに、評価指数などのあつれきや推定生息数のモニタリングを行い、地域個体群の状況を総合的に評価しながら、適宜見直しを行う必要がある。

- 目指す個体数水準の時期と推定個体数
「あつれきが社会問題になっていなかった」又は「現状よりもあつれきを低下させることが期待できる」過去の一定時期の個体数水準とする。
- 達成時期
「捕獲目標」と併せて決定する。

○ 捕獲目標

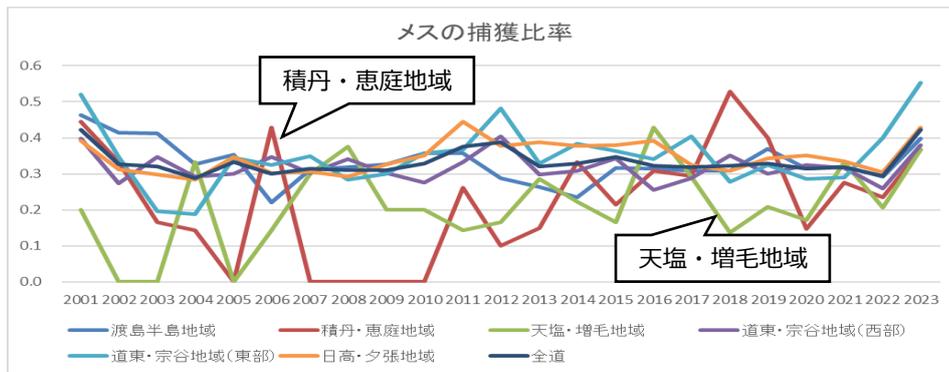
管理はメスの捕獲数で行うこととするが、メスを選択的に捕獲することは難しいため、過去の捕獲実績のオス・メスの割合を参考とし、目標とする捕獲数は総数とする。

| 地域個体群 | 目指す個体数水準 | | 達成時期 | 捕獲数 | | |
|-------|-----------------------|----------------------|------|---------|------------------|-----------|
| | 時期 | 推定個体数 | | メスの捕獲割合 | メス捕獲数 | 目標とする総捕獲数 |
| 渡島半島 | 2001 (H13)～2010 (H22) | 1,500 | 別途決定 | 0.31 | 最新データをもって別途決定する。 | |
| 積丹・恵庭 | 2001 (H13)～2010 (H22) | 420 | | 0.32 | | |
| 天塩・増毛 | 2001 (H13)～2010 (H22) | 460 | | 0.32 | | |
| 道東・宗谷 | 西部 | 1996 (H8)～2000 (H12) | | 1,800 | | 0.31 |
| | 東部 | 1996 (H8)～2000 (H12) | | 1,100 | | 0.34 |
| 日高・夕張 | 2001 (H13)～2010 (H22) | 2,700 | | 0.35 | | |
| 合計 | | 7,980 | 合計 | — | | |

※ 上記の推定個体数は、大きな推定幅のある中央値を用いて設定したもの。

【参考1：過去の捕獲実績によるメスの捕獲割合】

目安とする総捕獲数は、地域ごとにメス捕獲数を直近10年間のメスの捕獲割合で除して算出する。ただし、積丹・恵庭と天塩・増毛については、メスの捕獲比率は、捕獲数が少なくバラツキが大きいことから、全道平均の0.32を用いることとする。



| | 5年単位の比率 | | | | 10年単位の比率 | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|--------|
| | 2003～2007 | 2008～2012 | 2013～2017 | 2018～2022 | 2003～2012 | 2013～2022 | |
| 渡島半島 | 0.33 | 0.33 | 0.29 | 0.32 | 0.33 | 0.31 | ⇒ 0.31 |
| 積丹・恵庭 | 0.17 | 0.16 | 0.25 | 0.29 | 0.17 | 0.28 | ⇒ 0.32 |
| 天塩・増毛 | 0.21 | 0.21 | 0.29 | 0.22 | 0.21 | 0.24 | ⇒ 0.32 |
| 道東・宗谷(西部) | 0.32 | 0.33 | 0.30 | 0.31 | 0.33 | 0.31 | ⇒ 0.31 |
| 道東・宗谷(東部) | 0.30 | 0.37 | 0.37 | 0.32 | 0.34 | 0.34 | ⇒ 0.34 |
| 日高・夕張 | 0.31 | 0.37 | 0.37 | 0.33 | 0.35 | 0.35 | ⇒ 0.35 |
| 全道 | 0.31 | 0.35 | 0.33 | 0.32 | 0.33 | 0.32 | ⇒ 0.32 |

【参考2：近年の捕獲実績】

| | 2021 (R3) | | 2022 (R4) | | 2023 (R5) ※速報値 | |
|-----------|-----------|-------|-----------|-----|----------------|-------|
| | メス | 総数 | メス | 総数 | メス | 総数 |
| 渡島半島 | 60 | 187 | 51 | 174 | 134 | 337 |
| 積丹・恵庭 | 13 | 47 | 8 | 34 | 32 | 87 |
| 天塩・増毛 | 12 | 36 | 6 | 31 | 42 | 115 |
| 道東・宗谷(西部) | 118 | 373 | 89 | 345 | 175 | 460 |
| 道東・宗谷(東部) | 34 | 119 | 50 | 126 | 147 | 268 |
| 日高・夕張 | 98 | 294 | 70 | 230 | 165 | 386 |
| 全道 | 335 | 1,056 | 274 | 940 | 695 | 1,653 |

○ 捕獲は、問題個体の積極的な排除（許可捕獲）、春期管理捕獲、ゾーニング管理による捕獲を組み合わせ、人里周辺に生息・繁殖するなど、人里周辺に出没する個体を中心に行ない、個体群の保全と効果的なあつれきの低減を図ることとする。

4 モニタリングについて

個体数管理やゾーニング管理などの対策を行い、あつれきの低減を目指すことに併せ、対策の実施効果やあつれきの状況の評価するため、あつれきや生息実態のモニタリングを充実し、また、評価結果は順応的に対策を見直していくことに活用することを記載する。

○ あつれきについて

現計画の3つの評価指標(①人身被害抑制指標、②人里への出没、農業被害減少指標、③地域個体群の存続指標)を補うものとして、次のデータを収集する。

- ・ 市町村等が把握している出没件数
- ・ 農業被害額
- ・ 市町村の現状認識(公共施設の閉鎖の状況等)
- ・ 鳥獣保護監視員の現状認識
- ・ 地域の関係者からの聞き取り
- ・ 問題個体数の推計

○ 生息実態について

A I 技術を活用した調査手法の確立や調査実施地域の拡充などを図り、データを収集し、推定生息数の精度向上に努める。

○ 評価について

毎年、地域個体群ごとに、現計画の評価指標に基づくあつれきや生息実態の評価とともに、あつれきのモニタリングデータについて評価を行い、地域ごとに重点的(優先的)に行うべき対策や個体数管理目標など、必要に応じて見直しを行っていく。

○ あつれきの評価手法については、あつれきの定義やあつれきを評価するための項目、収集すべきデータなどについて、今後、検討を行う必要。

※ 資料 3-1 を参照。

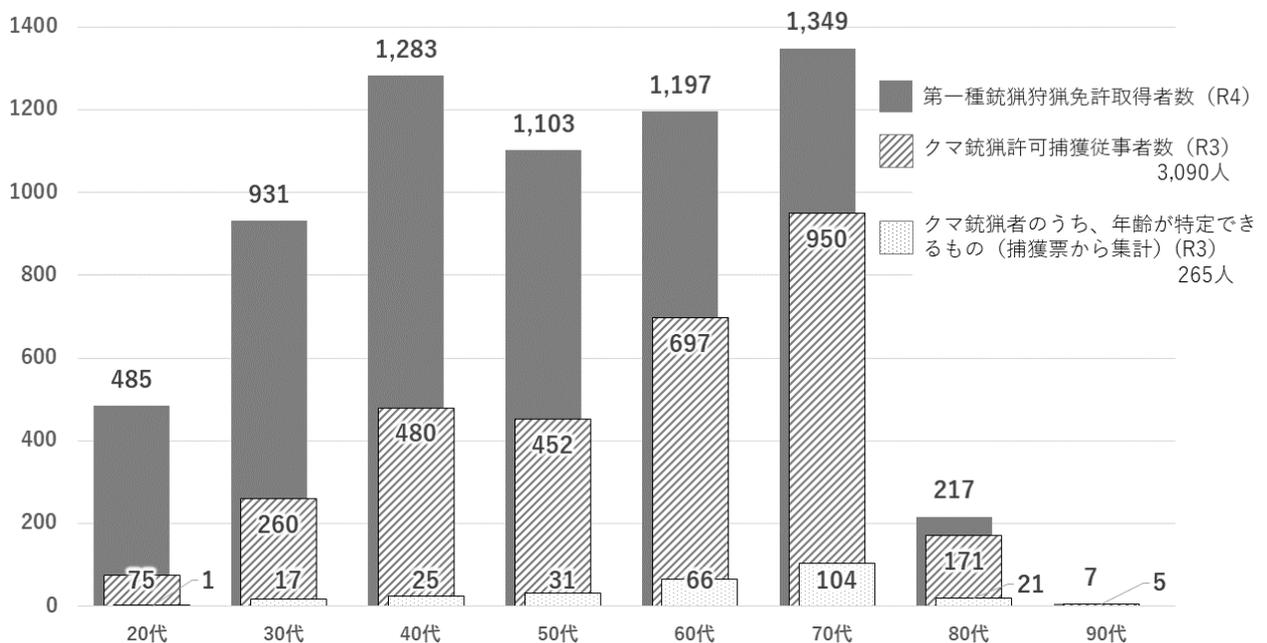
5 捕獲従事者の育成・確保について

あつれきが高まる中で、ヒグマ対策を進めるためには、ヒグマに対応できる捕獲従事者の存在が必要となるが、市町村によっては、捕獲従事者の確保が難しくなっている状況を踏まえ、目標達成の方策の一つとして「捕獲従事者の育成・確保」として、次の事項を記載する。

- 捕獲従事者の確保等に係る現状。
- 振興局ごとに、地域の実情や課題の把握を行うこと。
- 地域間の連携などの課題がある場合には、広域的な調整を図りながら課題解決に向けた取組を進めること。
- 捕獲従事者の担い手として、狩猟人口拡大の取組や、ヒグマに対応できる人材の育成に係る取組を進める必要。
- 将来に向けた捕獲体制のあり方について、検討を行う必要。

【参考：ヒグマ捕獲従事者の年代別人数等】

「第一種銃猟の狩猟免許取得者数」と「クマ銃猟許可捕獲（有害）従事者数」と「ヒグマ捕獲者の年代別人数」



6 その他

- 令和6年4月16日付けで、クマ類（四国個体群を除く）が指定管理鳥獣に追加されたことから、指定管理鳥獣捕獲等事業実施のための「実施計画」を策定する旨を、記載する。
- 改正にあたり、既存の構成を調整するとともに、記載事項の見直しを行う。